

改 正 案	現 行
<p>第1条～第11条（略） （交付の条件）</p> <p>第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。 （1）～（9）（略）</p> <p>（10） 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他の財産（次号において「機械器具等」という。）でその価格が単価50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。</p> <p>（11） 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。</p> <p>（12） 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。なお、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものは備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上のものは資産として管理すること。</p> <p>（13）～（17）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条（略） （補助金の経理）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、補助金の額の確定の日（第12条第1項第9号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、当該期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第15条（略） （事業実績報告）</p> <p>第16条 研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業について、翌年度の5月31日（第12条第1項第9号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大</p>	<p>第1条～第11条（略） （交付の条件）</p> <p>第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。 （1）～（9）（略）</p> <p>（10） 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円（法人にあっては50万円）以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。</p> <p>（11） 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。</p> <p>（12） 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。</p> <p>（13）～（17）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条（略） （補助金の経理）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、<u>当該事業の完了後5年間保存しておかなければならない。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>第15条（略） （事業実績報告）</p> <p>第16条 研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業について、翌年度の5月31日（第12条第1項第9号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大</p>

臣の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1箇月を経過した日)又は当該事業の終了後61日が経過する日のいずれか早い日まで、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、研究事業又は推進事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2～4 (略)

第17条～第21条 (略)

臣の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1箇月を経過した日)までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、研究事業又は推進事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2～4 (略)

第17条～第21条 (略)